

★薬品事故防止

取組

ポイント1

理科薬品の安全管理を徹底する。

- 古くなり、薬品で腐食等がある保管庫は、新しいものと交換する。
- 保管庫の鍵は、理科薬品管理責任者が管理する。
- 地震対策として、保管庫が壁などに固定されていること。ガラス窓は、金網等が施されたものにし、薬ビンの転倒による破損がないようにする。
- 医薬用外毒物・劇物は、表示通りの保管場所に保管する。
- 保管庫内では、転倒防止のため、仕切りの入った保管用トレイに保管することが望ましい。液剤の場合は、砂を入れて保管する。砂を入れることにより、薬液がこぼれた場合、化学変化の速度が遅延される。
- 毎学期ごとに、在庫量と帳簿量を確認する。使用が無くても、任意に抽出し重量を量り、在庫量を確認する。
- 不要な理科薬品は、適正な方法で廃棄する。
- 理科薬品の管理帳簿の毎学期の確認欄に学校長の確認印を設ける。
※ 以上、山口県学校薬剤師会「理科薬品管理指導マニュアル」より引用
- 使用する度に、教員が薬品の量を計量し帳簿に記入、在庫量と帳簿量を確認する。
- 理科薬品保管庫の取扱いは、児童等にはさせず、教員がおこなう。
- 「理科薬品管理状況調査表」に基づき、学校薬剤師による点検を年1回以上実施し、結果の報告を校長が受ける。

ポイント2

その他の薬品の安全管理も徹底する。

- 農薬、プール薬品等の管理を適切に行う。